

令和7年度募集に係る質問・回答（地域伝統行事・民俗芸能等）

令和6年12月5日現在

区分		質問	回答
実施計画	期間	実施計画は、長期的な計画が必要か。 単年度の計画でも可能か。	地域伝統行事・民俗芸能等については、実施計画についても、申請上は単年度で計画していただくことになります。
実施主体	実行委員会等	補助事業者の要件を満たす団体であれば、実行委員会を組織せず単独での申請や、協議会が申請することは可能か。	補助事業者の4要件をみたしているのであれば、問題ありません。
		実行委員会は市内の保存団体を集約した1つの実行委員会を組織したほうがよいか。 市内の各地区で別の実行委員会を組織し、単年度で各実行委員会が順に実施することは可能か。	地域伝統行事・民俗芸能等については、単年度の申請ですので、年度ごとに各地区の実行委員会が補助事業者となることは可能です。
		もし1団体単独で申請しようとする場合、申請者は元々の「〇〇保存会」ではなく「〇〇保存実行委員会」として別組織としなければならないか。また、名称には「△△市町村」の名称を含むことは必要か。	1団体単独で申請する場合、別組織とする必要はありません。補助事業者の要件（募集案内（詳細版）P. 11）を満たしていれば、「〇〇保存会」として応募が可能です。また、名称については、地方公共団体名を含める必要はありません。
		実行委員会の会長、副会長、監査が同じ保存会に属するメンバーで構成することになった場合、審査に影響はあるか。	実行委員会の会長・副会長・監査が同じ保存会に属するメンバーで構成されていても、審査に影響はありません。
		団体が十分な事務能力を有すると認められる場合には、地方公共団体の職員が実行委員会の構成員として関わらなくてもよいか。その場合に、審査に影響はあるか。	補助事業者が十分な事務能力を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が指導及び申請の補助をしていただくようお願いしています。 地方公共団体が参画しないことによる直接的な審査の影響はありませんが、書類等や経費の執行方法等で不備が生じた場合、審査等に影響を及ぼすことはあります。 また、実施計画の策定及び達成状況の評価等は地方公共団体が行うものですので、ご注意ください。
補助対象	用具等整備事業について	用具等整備事業中、補助対象とならない取組の例において「社寺等の宗教団体所有の神輿・備品等（実行委員会等の構成団体であっても補助対象外）」とあるが、社寺等の宗教団体ではなく地域や保存会等が所有している神輿を修理する場合は補助対象となるか。	地域や保存会等が所有している神輿であり、かつ、地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産に使用する（特定の宗教者等によって行われる宗教行事に使用するものではない）のであれば、補助対象となり得ます。 所有者は必ず実行委員会等の構成団体であること、またそれを示す書類（構成団体の名簿等）を添付いただく必要があります。
		募集案内（詳細版）P. 5〈共通の留意点〉「神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等は補助対象外。（指定文化財を除く。）」について、市指定の無形民俗文化財をもつ社寺等から申請することは可能か。	「指定文化財」には国以外の地方指定の文化財も含むため、市指定の無形民俗文化財であれば補助対象となる可能性はあります。ただし、募集案内（詳細版）P. 6〈補助対象とならない取組の例〉のとおり、社寺等所有の物品については、用具等整備事業の補助対象外です。
		普段、山車の保護のために幕を掛けて保管している。その「幕」を掛け外ししやすいように改良（修繕）したいが、補助の対象となるか。	募集案内（詳細版）P. 6に記載のとおり、用具の保存箱やケース類、カバー類の修理・新調は補助対象外です。
		ゴムタイヤを他の伝統的な山車に合わせて木製車輪へ変更するような場合でも、修理のための事業として認められるか。	劣化した車輪を修理・復元新調するにあたり、学識経験者等の専門家の指導により文化財の価値に変容が生じないよう仕様を策定した結果、素材を変更する場合には、補助対象となる可能性があります。ただし、外部有識者による審査で採否を判断します。
		国の重要無形民俗文化財やユネスコ無形文化遺産に登録されている伝統行事で使用している「法被」の修理・新調は、補助対象となるか。	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で対応可能な取組は補助対象外となりますので、国の重要無形民俗文化財の指定等を受けている場合は、まずは担当課へご確認ください。 また国の指定等を受けていない文化財においても、他の国庫補助金と重複して補助を受けることができません。
	用具等整備事業（新調）について	復元新調とは、現在の用具と同様の仕様で新調するものという理解でよいか。	ご認識のとおりで問題ありません。
		用具等の一部の復元新調は修理に含むとのことだが、これは用具の部品のうち、一部を現在のものと同様の仕様で新調した場合を指しているのか。	ご認識のとおりで問題ありません。 修理に含む復元新調は、募集案内のとおり、使用時に山車等と一体不可分な祭礼幕や提灯等の復元新調を指します。 逆に、本体のほとんどを復元新調し、一部彫刻や祭礼幕を付け替えて使用する等の場合、残存部の割合が低い・残存部の重要度が低いと判断し、新調とみなすことがあります。
		山車の修理を検討している。車輪や燭台、幕を新調するが上限は10万円か。	新調は1点あたり10万円（税込み）が補助対象経費の上限となりますが、募集案内（詳細版）P. 4に記載のとおり、山車等に係る用具等の一部の復元新調は修理に含みます。
		新調は一点につき10万円となっており、説明会において帯と衣装は2点として数えると思った。提灯など同じ型のものを複数新調するときは、個々で1点とするのか。1郡で数えて、1点となるのか。	提灯等同じ型のものを複数新調するときも、個々で1点と考えます。
		現在所有している法被の新調とあわせて、予備分の購入を検討しているが、予備分は補助対象とならないか。	募集案内（詳細版）P. 6に記載のとおり、もともと所有していない法被等の新たな購入は補助対象外です。
	用具等整備事業（災害）について	「近年の自然災害」の定義はなにか。	明確な定義はありません。自然災害による破損であることが明らかであるなら、申請いただければ外部有識者による審査で判断いたします。
		自然災害を原因とする用具等整備は通常の用具等整備とは別立てとの認識でよいか？	別立てと考えていただいて問題ありません。 通常の用具等整備事業、後継者養成事業、記録作成・情報整備事業を合計した補助対象経費の上限を1, 000万円とし、それとは別に自然災害を原因とする用具等整備の補助対象経費を上限なしで計上していただけます。

区分		質問	回答
補助対象	補助金の下限	補助金の下限はあるか。	下限はありません。
	他の国庫補助金との重複について	国が実施する他の補助事業（伝統文化親子教室事業等）で補助を受けている団体が、他の補助事業に含まれない項目で地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等）の申請をすることは可能か。	国が実施する他の補助金と補助事業の内容が重複しなければ、補助を受けることは可能です。
添付書類	指導書	学識経験者等の専門家の指導内容を書面で提出する必要があるとのことだが、学識経験者等の専門家とは、どのような人か。	用具等整備の仕様内容について指導を受ける学識経験者等の専門家については、募集案内（詳細版）P. 37 Q22の回答のとおりです。
		学識経験者等の専門家の指導書の作成にあたり、実行委員会から専門家へ支払われる謝金については、補助対象になるか。	指導書の作成にあたり支払われる謝金については、本事業の応募に係る経費であり、かつ、指導が補助対象期間外に実施されるであろうことから、募集案内（詳細版）P. 10のとおり補助対象とはなりません。
	見積書	見積書の徴収の基準額はいくらか。	見積書の徴取、契約書の作成等の基準については、実施計画策定地方公共団体が「（別紙様式）基準表」を記入のうえ、実行委員会等に送付し、実行委員会等はその徴取、作成等について、地方公共団体の指導に従う必要があります（募集案内（詳細版）P. 24～25）。また、それに関わらず、募集案内（詳細版）P. 9に記載のとおり、発注予定金額が10万円（税込み）以上から見積の徴取が必要となり、100万円（税込み）以上の場合、採択後（交付申請時）には複数者からの見積書を添付し、原則最安値の所へ発注する必要があります（要望時は1者のみで可）。
その他	他の補助金等の活用	補助を受けようとする同一内容の事業に対し、都道府県や市町村の補助は受けてもよいか。また、受けてよい場合、都道府県の補助はどのように扱えばいいか。	補助を受けようとする同一内容の事業に対して、都道府県や市町村の補助を受けることは可能です。その際は、自己負担分として計上してください。募集案内（詳細版）P. 45～46に記載例がありますので、ご確認ください。
		自己負担分15%に法人等の助成金を充てることは可能か。	可能です。募集案内（詳細版）P. 45～46に記載例がありますので、ご確認ください。